

## 損害賠償専決処分について

平成28年5月28日午前9時ごろ市立学校の校庭において、側溝の蓋が開いていたため、運動会の参観に来ていた者が、右足を踏み外して、負傷した事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談を締結し、現在、損害賠償手続きを行っていることを報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により市議会定例会に報告することを併せて報告します。

### 記

相手方	内 容
市内女性	相手方を負傷させたことについて、損害賠償として、333,790円を支払います。